

滋賀県社会福祉審議会

第 1 回条例検討専門分科会概要

- 1 開催日時 平成 29 年 7 月 13 日（木）午前 9 時 30 分～12 時 00 分
- 2 開催場所 滋賀県危機管理センター会議室 3, 4
- 3 出席委員（五十音順、敬称略） 12 名
石野富志三郎 岡本由美 尾上浩二 垣見節子 金子秀明 北野誠一 北岡賢剛
崎山美智子 重森恵津子 鷺見徳彦 竹下育男 渡邊光春
- 4 欠席委員（五十音順、敬称略） 3 名
小野幸弘 佐野武和 筒井のり子
- 5 事務局
山元健康医療福祉部次長
障害福祉課：丸山課長、橋本参事、清水係長、岩戸主査、早尻主査、茂森主任主事、
幡囑託員
健康福祉政策課：海老根課長補佐
医療福祉推進課：笹山課長補佐
子ども・青少年局：小嶋副参事
- 6 進行
 - (1) 健康医療福祉次長あいさつ
 - (2) 委員の自己紹介
 - (3) 分科会長の選出について
 - (4) 分科会の進め方について
 - (5) 条例における論議事項について

7 概要

〔司会〕

本日は、お忙しいところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

時間になりましたので、ただいまから平成 29 年度第 1 回滋賀県社会福祉審議会条例検討専門分科会を開催いたします。

それでは、開会にあたりまして、健康医療福祉部次長から御挨拶を申し上げます。

〔健康医療福祉部次長〕

皆様には大変お忙しい中、また、午前の早い時間からお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

また、日頃から皆さんそれぞれの現場で、また、それぞれのお立場で、滋賀県の福祉、また、県民生活の向上に御尽力いただきまして大変ありがとうございます。この場をお借りいたしまして改めてお礼申し上げます。

さて、今日の滋賀県社会福祉審議会第1回条例検討専門分科会ということですが、2か月前、5月19日に私どもの知事から県社会福祉審議会の会長に諮問させていただきました「共生社会づくりを目指すための条例の骨格」について具体的な検討を行うという目的で設置されたということでございます。

これからこの分科会でご議論いただくわけですが、検討に際しまして私ども事務局といたしましては、大きく2つの問題意識を持っております。

まず一点は、従来の障害の概念というものを捉え直し、障害者と同様に社会的障壁によって様々な生きづらさを抱えている人たちも対象とした条例とすべきではないのか。さらには、糸賀一雄先生をはじめとするこの滋賀の地で培われてきました福祉の思想の流れを受け継ぎ、未来へつないでいく必要があるのではないかと、こういう問題意識が1点でございます。

もう一点は、障害者差別解消法が施行されて、1年以上経過しますが、まだまだ差別のある状態に気がつかないとか、差別を受けていても声を上げることができない状態があるのではないかと考えており、法律の趣旨を県民みなさんに一層浸透させる取組、また、規制の対象者や義務付けについての上乗せ・横出しの必要性、また、実際に差別があつてその相談が寄せられたときの調整や解決の仕組みの具体化こうしたことが必要ではないかと考えている、これが2点目でございます。

こうした検討に際しまして、そのプロセス・過程も大切だと思っており、当事者の方やご家族、関係者の皆さんそれぞれの思いをお持ちの中で、できるだけ多くのご意見をお伺

いして、滋賀らしさの盛り込まれた条例を検討していく必要があると考えているところでございます。

このように大変盛り沢山のことを考えているわけですが、具体的なこの分科会の進め方につきましては、この後また事務局からご説明させていただきますが、こうした事項につきましてご検討いただきまして、この分科会として条例の骨格案についてのご意見を取りまとめていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後になりましたが、ぜひ皆様の豊かな御経験ですとか深い御見識に基づきまして忌憚のないご意見をいただきますことをお願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

〔司会〕

それでは、分科会をはじめさせていただきますが、1点注意事項がございます。

発言の前には挙手をいただきまして、お名前を名乗った上でできるだけゆっくりご発言をいただきたいと思っております。よろしく願いします。

はじめに、本日の分科会には、委員15名中、資料に委員名簿がございますが、3名の委員につきましては欠席となっております。

委員15名中過半数の御出席をいただいておりますので、滋賀県社会福祉審議会規程第4条第2項の規定に基づきまして会議が有効に成立していることを報告させていただきます。

次に、本日はじめて条例の検討専門分科会を開催させていただきますので、大変恐縮ではございますが、席の順に自己紹介をお願いいたします。

(委員自己紹介)

〔司会〕

ありがとうございました。ここで、本日、御都合により欠席の委員の方につきまして改めてご紹介をさせていただきます。

(委員紹介)

あと事務局の方、簡単でございますが、自己紹介をさせていただきたいと思います。

(事務局自己紹介)

〔司会〕

次に、本日配布しております資料の確認をお願いします。

(資料確認)

内容を見ていただきまして、もし抜けている物などございましたら事務局までお知らせください。よろしくをお願いします。

会議の議長については、社会福祉審議会条例によりまして専門分科会長に務めていただくことになっております。本日は第1回目の会議でございますので、このまま事務局で進めさせていただきます。

それでは、まずは、次第の議事「分科会長の選出」でございます。本分科会は、滋賀県社会福祉審議会条例第7条第2項の規定によりまして、委員の互選によりまして専門分科会長を置くこととしております。専門分科会長の選出ですが、どなたかご意見・ご推薦等はございませんでしょうか。

〔委員〕

事務局で何かありますか。

〔障害福祉課長〕

ありがとうございます。僭越でございますが、事務局案を言わせていただきます。事務局案は渡邊光春委員でございます。どうぞよろしくお願いたします。

〔司会〕

ただいまの事務局より、渡邊委員をご推薦させていただきました。他の委員の皆様、このことについてご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、渡邊委員に会長をお願いしたいと存じます。

それでは、以後の進行につきましては、同条例第7条第3項の規定によりまして会長にお願いすることになります。

会長、どうぞ宜しくお願いいたします。

〔会長〕

皆さん、改めましておはようございます。分科会の会長ということでご選任いただきました。精一杯務めたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは時間の関係もありますので、議事に従って進めていきたいと思っております。次第の議事「分科会の進め方について」事務局の説明をお願いいたします。

〔障害福祉課〕

(資料1～5 説明)

〔会長〕

ありがとうございました。今の事務局からの説明について、ご確認いただくことやご質問等々ございましたらお願いいたします。

4回の議論で一定の方向感をつけよう、こういうスケジュール感のようです。

特に事務局から説明がありましたが、この専門分科会は骨格ということで、後からの議論になるでしょうが、焦点を絞って対象者をどうするのか、それから差別解消法の補完の実効性をどのような形でやっていくのか、この2点が一番議論の的になろうかと思ってい

ます。

そういうことも踏まえて、いやいやもっと他にもあるだろうということもあると思いますけれども、そういうことも含めて、この進め方について入口でしっかりとその辺を押さえていただくとありがたいなと思います。

〔委員〕

いただいた資料の中で2点ほどお尋ねしたいことがあります。資料1ですが、いずれもこの1ページ目の問題意識②ということで、障害者差別解消法の実効性の補完と2つ目のまるのところですね、法施行後の差別事案に関する相談は多くないと書かれています。

去年1年間でどれくらいの件数があつたのか。あるいはその相談された方々がどのようなルートでその相談にまで来られたのかという分析のようなことをされていたらちょっと教えていただきたいということが1つです。

もう1つですが、私は滋賀県民ではないので3ページ目のところの経過の部分でお尋ねをしたいところがございます。

今日この資料を拝見しまして、今回のこの会議が突然設置されたというよりは、長年の取組があつた上での会議であるとの認識を新たにしましたが、この平成25年11月、12月のワークショップにおける意見、そして27年度・28年度共生社会検討推進会議で出されてきた意見の概要、また、ワークショップという名前からすれば、他の例えば千葉県とか他の自治体の条例制定を見ていると、事例収集、そしてその事例からの分析や差別の類型化をして、条例の中に何を埋め込むかという議論があるんですが、それに匹敵するような差別事例の収集や分類・分析をされているのかどうか。

これまで3年間くらいある中で、そういった成果があればぜひこの委員の議論、滋賀県の皆さんにとっては前提事項なのかもしれませんが、県外の私からすればそれだけ3年間かけてずっとやってこられた滋賀県の取組を共有した上で、その前提で議論をしたいと思っておりますので、このワークショップや共生社会推進検討会議で出てきた事例、また、そこから得られている知見があれば教えていただきたいです。

以上2点です。

〔障害福祉課長〕

まず1点目の資料1に記載ございます差別の相談事例が少ないという、この資料は（5月19日の）社会福祉審議会にかけたときの資料でございまして、その時点では県全体の集計をしておりませんでした。

その関係で、窓口の1つとなっている県の障害福祉課で受け付けた件数が7件で、そのことをもってやや少ないというような受け止めをしたということでございます。

現在は市町や県の他の窓口の件数につきましては、集計をしております。件数については単純に申し上げますと43件だったと思います。

ただ、その内容の分析まではまだできておりませんので、これから分析した上でまた分科会にご報告させていただきたいと考えております。

〔障害福祉課〕

昨年度滋賀県、市町などの相談窓口に寄せられました43件の相談の中で、半分は教育関係の相談でした。内容としては、合理的配慮を求めるような相談が多くあがっております。

それ以外にも事業者や行政機関に合理的配慮を求める相談が、教育関係以外の大半でございまして、差別的な取扱いをされたという相談は数件にとどまっております。

先ほど委員からご質問がございましたこういったツール、窓口で相談に来られるのかということですが、教育関係につきましては、県立の高校につきましては県立の高校自体が障害者差別解消法の各相談窓口になっておりますので、生徒さんから直接学校に相談された内容を県の教育委員会で集約されています。また、ホームページ等で相談窓口を見られて市町の相談窓口や県の相談窓口にご直接電話いただくということもございます。以上です。

〔障害福祉課長〕

1点目は以上です。2点目ですが、ワークショップは、糸賀一雄先生の生誕100年の記念事業の一環として生誕100年実行委員会で実施されたというものでございます。

県下7つの福祉圏域があり、その圏域ごとにワークショップ的に行ったというものです。このときの資料が冊子になって残っており、その中で具体的な差別の事象についての報告

がりましたが、こちらにも統計的に分析ということができておりませんので、もう少し分析をして、ご報告をさせていただきたいと思います。

それから共生推進会議ですが、その糸賀先生生誕 100 年をきっかけに共生社会づくりについて考える必要があるということで、まず懇話会があつて、それを引継ぎ、検討しているということで、共生推進検討会議というのが立ち上がりました。

これは条例の検討を目的にするというものではありませんで、あくまで共生社会を作るためにどういった仕組みが必要かということを経験する場でした。

その中で、条例も 1 つの方法として必要ではないかという取りまとめが行われたところではあります。

こちらの意見も大変たくさんあり、今、資料の中では非常に絞りこんだ形で記載がございます。この資料 1 の 3 ページの下から 4 ページの上の方に記載をしておりますのが共生推進検討会議で出た意見ですが、更に詳しくということでしたらまた次回の分科会に向けて、整理したいと思います。以上でございます。

〔会長〕

よろしいですか。どうぞ。

〔委員〕

どうもありがとうございました。資料作成大変かもしれませんが、ぜひワークショップで出された事例の分析、また、この検討会議での議論、報告書があれば、ぜひいただければと思います。

やはりこれまでの積み重ねの上で、今日からのこの検討会が実りあるものに委員としても頑張りたいと思いますので、ぜひ資料提供よろしくお願いします。

〔会長〕

はい。では資料提供ということで、次回の会議ということではなくそれまでにできるだけ早くして委員の皆様にお送りください。

〔障害福祉課長〕

それまでにお配りをして、議論ができるように資料提供させていただきます。

〔委員〕

前日にこの資料を送っていただいて、もうこれを読んだだけで恥ずかしい。他府県とは全く違い、尾上さんが来られるのにほんとに恥ずかしくて、ここに来るのが嫌でした。

これはいったい何の条例資料やと思い、びっくりしました。というのは、今まで4年間かけて築き上げてきたものは、障害者の差別解消法に関する条例づくりをみんなで検討してきたと思います。

ところが1ページのはじめからやまゆり園事件のことは書いてあるけれども、2つ目の黒丸の縁などの記載は、どこですり替わったのか。

私は、今日欠席している委員と前日に4年間のことは何だったのかという話をしている、4年間もの事があってないもののように感じています。あの会議は何だったのか。

なぜかと言うと、今、委員がおっしゃったように事例が全くあがっていない。

糸賀一雄、糸賀一雄って滋賀県は二言目には言うけど、時代が違います。もちろん糸賀さんがされたこと、目指されたことすごく立派だと思っています。でもあの時代だから立派だったと思います。もう時代が違います。

そして、生誕100年のときにワークショップを7圏域で行ったとおっしゃいましたが、ワークショップのやり方が本来のやり方ではないと思います。いろんな形があっても良いと思いますが、ただ行政に苦情を言いに行くだけ、みたいな形をとっていたところもありまして、あんなのはとてもワークショップとは言えません。

その中で障害者が差別されている事例なんか出てくるはずがありません。かろうじて出てきたのが東近江で出された分です。それがいくつあったかご存知ですか。

私が昨年10月に草津市で1日だけ行ったワークショップの中だけでも141件できました。

たった1時間弱です。あとの時間は、パワーポイントを使って障害者の差別というのは何かとか、障害者差別の他にどんな差別があるとか歴史的背景とかいろんなことを勉強した後にグループに分かれて事例を出してもらおう。

そしてもうひとつは 2013 年の虐待防止法ができた時にも行いました。その時の事例がやはり 1 時間で 158 件出ています。あわせて 300 件余り出ています。

それなのに、県で、全県下で 43 件というのはどういうことかと考えたときに、事務局からの説明で、教育関係が多いと。その中で感じたことは、学校に行っている子どもはまだ言える。でも普通の学校に行っていない人とか、私みたいにこんな場所にまで寄せていただいている者でも自分が差別されたり、虐待されたりしたら言えない、言う所がない。言っても相談システムの上に昇っていくだけで何の解決もしない。

私は 1 回相談しましたら何の相談にもならないので、取り下げました。現実はそのような状況です。

その中で事例も発掘せずに、こんな今年度末までに 4 回だけ、もしくはワークショップで 1、2 回プラスして 5、6 回で条例を作ってしまうなんて、そんな無茶苦茶な会議にはしたくないです。

もっとちゃんと事例を集めて分析して、どういう内容が必要かということを行わないと、私たちの武器が、逆に私たちに向けられる凶器になってしまいます。大津駅と一緒にです。

〔会長〕

ありがとうございます。事例から学ぶという姿勢が一番重要だと思いますし、ただその垣見委員の発言を私なりに解釈するとですね、要するに行政的な統計的な数字はあまり実態が出ていないのではないかと。

だから事例収集の仕方について、相当考えていただきたいというご提言でございます。当然、私もそのように思いますし、いろんなツールがあると思いますので、委員の皆様からご意見をお伺いしながら、数多くの事例、情報収集を行っていただきたい。

差別の実態に学ぶと、あまり差別というよりも、今までの経過は別としてという話ではなくて、これまでの経過を大事にしながら更によいものを作っていくと、こういうことで事例を数多く集めていただけるということだと思います。

では、いろいろとご意見もあると思いますけれども次の議題に行かせていただきまして、その中でもまた今までの内容も含めてご意見いただければ、よろしくお願いを申し上げます。

それでは当然事例の収集と密接に関連します「条例における論議事項」について事務局の説明をお願いいたします。

〔障害福祉課〕

(資料6 説明)

〔会長〕

はい。ありがとうございました。事務局での問題意識を含めた整理ということで、この点についてですね、ご意見あるいはご質問等ございましたらお願いをいたします。

〔委員〕

6ページのポイントの1と2とありますが、2番目について教えていただきたい。

差別の範囲と間接的差別、そして間接差別や障害者間差別を差別の定義に含めるかということ、これは初めて聞いた言葉ですけどどういう意味なのか教えていただきたいのが1点。

2つ目が、7ページにあります、論点の中に紛争解決のためという文中が1行も書かれておりませんが、なぜそうなってきたかの、この2点についてご質問させていただきたい。

〔障害福祉課〕

まず、間接差別、障害者間差別でございますが、資料の6ページのところに参考ということで書かせていただいております。

間接差別につきましては、例えばマイカー通勤禁止という就業規則を事業者がした場合に、車でないと通勤できないというような障害のある方が排除されてしまうということが間接差別ということでございます。

障害者間差別というのは例えば、例にはないですが、JRの障害者割引で精神の方が含まれていないというものが障害者間差別に当たると考えております。

もう1点目の紛争解決という言葉を使っていないのはあえて使っておりません。紛争という言葉が少し言葉としてどうかというところが事務局としてございましたので、差別を解決する仕組みという言い方をしておりますが、いわゆる法律における紛争解決という、そこと同じ意味合いでございます。

〔委員〕

1つ目は障害者間の差別につきましては、私が見ますと障害者同士が差別を生み出しているというような受け止め方をしましたので、そういう意味ではないですね。

誤解されやすい言葉なのでもう少し適切な言葉の方がいいのかなと思いました。

それと2つ目ですね。紛争という言葉ですけど、あえて載せていないということでした。他の県の条例で、もしもそのような、紛争という言葉を使っている、またはあえて使っていないというような県があるというのであればその具体例を教えていただきたいと思えます。

〔障害福祉課〕

申し訳ございません。今現時点では他府県全部の確認がとれないので、改めて確認をいたしまして、またご報告させていただきたいと思えます。

〔会長〕

そういうことでよろしいですか。ありがとうございます。ほか各委員はまだご発言のない委員さんも含めて。どうぞ。

〔委員〕

本来であればもうひとつ前の議事のごときにご質問させていただく分野かなと思いながら、漠然と考えておりましたので質問できませんでした。

資料1の4ページの一番上のところ。「生きづらさまでに範囲を広げすぎると逆に障害者が特をしているという誤解を与えかねない」という言葉と下から3段目「障害者だけに対象を絞ると障害者だけ得をしているという逆差別の意識を県民に与えかねず」というこ

とちょっと逆的なイメージの言葉が2つあるってところですが、実際この差別解消条例を検討していくのは、国が障害者差別解消法を制定して、本来国が障害者が差別をされているからそれを解消しましょうというところで意味合いをもって法律を制定されたと思っています。

それを条例で検討していく中で、なぜ障害者だけが得しているという言葉がでてくるのか、それはどういうところで、どういうふうになったら障害者が差別されているっていうふうに思われるのかっていうあたりがちょっと「？」と思ひまして、質問させていただきました。

〔会長〕

これは委員さんの意見だと思うのですが、どういう趣旨か、わかる範囲で、事務局の考え方ではなくて意見があったという話ですがお答えいただけますか。

〔障害福祉課長〕

会長おっしゃっていただきましたとおり、あくまで委員様のご意見ということでございまして、その時の議論の前後を振り返りますと、この資料1の冒頭の社会的背景というところがありますが、津久井やまゆり園事件があったという、その事件の後ですね、様々な投稿、ネット上で意見があって、その中で、障害者が特別扱いではないか逆差別のようなご意見もあるということ踏まえて、あまり障害者ということだけに特化をすると、社会の共感という部分が得にくいのかなということが議論の前にあったと記憶をしております。

この文言そのものについての意味ということにつきましては、私が委員に代わって説明するというような理解はございませんので、私としてはそういうような前の議論があって、このような発言があったかなという記憶を持っております。

〔会長〕

そういう意見を持った方がいらっしゃったということをお願いしたいと思いますけれども。

〔委員〕

そういう意見があるのはわかっているのですが、ただ障害者差別解消法の補完という意味で、条例を作っていく上で障害者だけが得しているというところに視点を向けるとぼやけてしまうんじゃないかっていうのは感じています。

〔会長〕

もちろんそうだろうと思いますし、それが故にあえて出ていると理解してもらった方がいいのではないですかね。そういう意見もある中で差別に対する考え方というものをどう整理して、伝えていくのかということだろうと思います。

この資料の中でそれぞれ条例制定後の各都道府県の課題を見ていましたが、ほとんどのところが県民の認知度や周知度が相当低いという整理がされているようであります。

これはなぜかと考えると、一部の方々の条例に対する意識があるのではないかと思いますので、そういう意味を踏まえて、条例は障害者だけがというある意味で排除の論理になりかねませんので、それも含めてあえて議論を呈する意味では非常にひとつのテーマではないかなと思っています。

〔委員〕

このまま議論が進むと目的を持たない船みたいになってしまって、船としての方向性が見えないと思います。

船の方向性が見えないのに議論しても、そういう意見もあります、こういう意見もあります、はいでは、おしまいとなってしまったら本当にこれだけ忙しい方が集まっているのに時間の無駄だと思います。方向性をはっきりしてください。

このタイトル自体、共生社会を目指すための条例ということですが、誰と誰が共生するのですか。それが見えてこないし、何にもわかりません。

〔会長〕

委員のご質問に事務局はどうお答えしますか。

〔障害福祉課長〕

どう議論をするのかということも含めてこの分科会の中でご議論いただきたいという思いはあります。ただ、県としての問題意識は資料1にございましたとおり、大きく2つあるということです。

これは諮問するに当たっての資料でございますので、事務局というより県の問題意識ということですので、県としてはこの2点のところを中心にご議論を進めていただきたい。

その中で、様々な派生する論点があればそのことも含めて議論をお願いしたいという考えです。この問題意識をキーワードに議論そのものを進めていただくと、いろんな課題もまた見えてくると思いますので、議論の具体の中身を委員の皆様方相互に、意見を出し合ってくださいまして、議論を深めていただくとありがたいと考えております。

〔会長〕

諮問自体をしているということで方向感を出している、こういうことだろうと思います。

〔委員〕

障害者差別解消法のための条例制定という、そういうことだろうと思いますけれども、障害者差別解消法は、共生社会を実現するためというのが目的で、障害を理由とする差別的取扱を禁止して、合理的配慮の提供を求める法律とだと思っています。

では、共生社会とは何というかと、さっき委員がおっしゃったことですが、これの拠り所というものは、多分障害者基本法の第1条が1つの参考になるんじゃないかと私は思っています。「すべての国民が障害の有無に関わらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念にのっとり、「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会」と書いてあって、ここにキーワードが3つあると思います。

ひとつは「すべての国民」ということ、2つ目は「障害の有無によって分け隔てられない」ということ、3つ目が「相互に人格と個性を尊重する」というのが第1条のキーワードはこの3つだと。

そして、この3つの意味するものは何かということをおなりに考えますと、まずすべ

での国民ってというところが障害者以外にも差別を受け、配慮を必要とする人たちがいるということをごここで押さえる必要があるのではないかと思います。

2点目は、障害の有無によって分け隔てられないということは、差別解消は障害者分野が先行して進んでいる取組ではないのかと私は思っており、障害者のための条例を作るだけでよいのかということになって、障害者側から子どもや高齢や、例えば外国籍の市民を含めた広がりのある条例を提起するべきではないのかということが、分け隔てられないの目指すべき意味ではないかと。

3つ目の相互の人格と個性を尊重するというところにおいては、やっぱりこの社会において、いわゆる障害がないと言われている人たちも大変な状況にあって、お互いの変さを相互に知る必要があるのではないかと、こういうことが相互に人格と個性を尊重するということではないのかということで、今の委員の間に私なりの意見を言うと、共生社会というものを持つ定義とそれを表すキーワードとそのことが意味するものというところから大きな方向感というものはいくつかのところに落ち着くのではないかと私は考えています。

〔委員〕

私は全く逆を考えます。障害者基本法の中になぜそれを書いてあるかということ、障害者の人権とか社会的な生活が全く抜けているからわざわざそこに書かなければならなかったということなんです。

なぜそういうかということ、女性差別禁止法ももっともつとさかのぼれば人種差別いろんな差別がありますが、もともと大きなもの、公民権法とか日本国憲法とか大きな法律があります。

そんな中に組み込まれていない、あるいは組み込まれているけどもその人たちは別物にされているという問題が起きてきたので、もう1つ法律を作りましょう、この人たちにも作りましょうという事でできたのが「子どもの権利条約」や「女性差別禁止法」ができて、一番最後の人権として障害者の人権がまだ守られてないということで、世界が認めてできたのが障害者権利条約だと思います。

その権利条約を基に、日本は去年の4月から差別解消法が施行をされていますが、まだ実際に国連では日本は全然できていないので、全然認められていないです。その中できち

んと国連に認めてもらえるように、国内法を整備して世界中の足並みを揃えられるようにきちんとと整えていきたいと思いますというのがこの条例ではないのでしょうか。足りないから創られた法律を、またバラバラにして取り出して違う意味として使うのは間違いだと思います。

〔会長〕

間違い云々は別にして、解釈の仕方、考え方様々あっていいと思っています。

ただ、一番大事なのは、今そこに問題があった時にどのように解決できるのかということだと思います。

今、この県の諮問を受けて、議論すべき事項は今おっしゃっていただいたことが入り口論で大事な話だと思っていますが、委員が「相互に」という言葉を出されていましたが、違いを認め合うということがなければ、どんな社会もあなたはあなた、私は私になってしまいます。

生きている価値がない人間なんていない、ということを相互に認め合うのがこの意義ではないかと思っているので、解釈の方向は違えども、ひとりでもこういう条例があってよかったと思えるものを作っていくべきではないかなと思っています。

これは私の意見ですので、異論がある方もおられるかもしれませんが、他の方の意見もお聞きしたいので、委員どのポイントでもけっこうですからお話いただければと思います。

〔委員〕

この条例の範囲をどこまでで規定していくというところで、様々なご意見を聞かせてもらいながら、私自身は、委員が最初の資料1でやまゆり園もあり、縁があり、今までの議論がないがしろにされたのではないかというご指摘、そこに差別解消法に対する障害を持つ人の権利保障というところで思いは非常にわかるのですが、やはり、やまゆり園の事件っていうのは今会長がおっしゃった、人それぞれ無意味な命っていうのはないしないというところに正面から切り込まれたと思っています。

あのことで本当にうちの精神障害の人たちだけではないですが、非常に不安を持ちましたし、実際にあれから入院された方もたくさんいて、振り返ってみますと制度的な解釈云

々ではなくて、僕は精神障害のある人と一緒に働いていますが、精神障害者が福祉の法の対象になったのは1987年ほんの30年くらい前です。

そして、明確に定義されたのは障害者基本法です。その法律よりも先に滋賀県は無認可共同作業所で精神障害者を利用の対象にしてきました。そう考えていきますと、精神障害者という概念を福祉というところで基本的に支援していこうと考えてきたというのは、やっぱり僕は糸賀をはじめとする先達がこういう実践をたゆみなく続けてきて、それを施策として取り込んでいこうっていう実践と施策側・行政側と一緒にやってきたからで、僕はそこが滋賀県らしくて、こういった諮問会議を持っているというところがまさに行政のスタンスだと思っています。

ちょっと前置きが長くなりましたが、私は今ひきこもりの人と対応しています。障害という認定を受けていない人がほとんどです。受診すらしていないし、人の中に出ていくということがない訳で、高等学校を出たままとか、高等学校を中退したとか、大学を出て働いたけれど短期間で辞めて、ずっとひきこもっていて、なかなかこちらと会うということが可能にならない、そういう人たちと今お付き合いしていて、その人の生きづらさ、障害、暮らしづらいというのはどういうところなのかということがなかなか簡単には見えてこない。

見えづらいものというのは、なかなか理解しづらい。家族も非常に理解しづらくて、うちの子は非常にかしこかったというところで障害者じゃないという言い方をしてしまう。

私たちがシンポジウム等を開くと、なまけている人間に対して、なんで税金を使うのかという意見がネットで出てしまいます。

私たちは、ひきこもっている人たちに優しくしましうってことを言っている訳じゃなくて、それぞれの人の生きる形態、生き方っていうのを認めましょうということ言っている訳なので、そういう意味で言うと、生きづらさを抱えているというところでは、やっぱり様々な方がいらっしゃると思います。

障害の概念というのも時代によって変わってきているというところはあると思います。そういうことで言いますと、我々実践者や委員をはじめとして当事者活動をされている方は、そのために、私たちは運動という実践を続けていく、継承していくということであります。

そういうところで言うと、僕はこの範囲というのは障害ということだけではなくて、広げていくべきではないかと思えますし、それはとりもなおさず条例を作るということだけではなくて、その条例を少なくともひとりでも多くの皆様、県民の方が手に取って、我が事として考えていただきたいので、そのことが条例作成の意味ではないかなと思えますので、範囲としては広げていただきたいなと思えます。

生きづらさというところに言及していくべきではないかなという見解を持っております。

〔会長〕

ありがとうございます。対象の範囲がありました、当事者の云々の話として委員どうでしょうか。ご意見いただければと思えますが。

〔委員〕

この資料1の経過の中にあります共生社会推進検討会議、去年度まとめ役をさせていただきました、先ほど委員から言われていました、障害者が得しているというその文言は委員の中でも実際に出てきました。

私が今までの経験の中で、あのやまゆり園の事件の後、私どもの知的障害の親の会であります育成会のFAXの中に、「あなたたちの子どもは税金泥棒だ、役に立たない」という批判的なFAXをいただき、本当に目の当たりにこの条例の必要性というのを感じた訳であります。

先ほど委員から生きづらさという範囲の方までご意見をいただきました。

私は、知的障害者の事業所も関連しておりますが、最近ひきこもりの事業所と関係いたしました、ひとりの小学校からひきこもりで学力的にも不足をしている方が、事業所の支援をもって、もちろん手帳はありませんけど、先日なんとか自動車の免許をとることができた、本当にたくさんの方の支援があってその方は免許が取れたという事例をもって、手帳はないけれどこれだけの支援をして、それからその人がひきこもりから一歩外に出るまでのご自身の努力も周りの方の努力もそれを支えていくシステムというのは必ず必要であると、だから障害のあるっていうその部分であまり固執をせず、やっぱり生きづらさというその範囲はこれからの議論だと思いますけれども、やっぱり支援のいる方にはこ

の条例というのは何らかの形で持っていく、関連していくべきであろうという気持ちが最近特に思うことがあります。

特に当事者としなくても、やっぱり知的・身体・精神という枠ではなく、本当にもっと大きなところからの視点を持っていきたいなと思っております。

〔会長〕

ありがとうございます。障害者施策推進協議会の会長をしていただいております、滋賀県の障害者施策に様々なご提言をいただいております委員、どの論点についてでもけっこうですので、全般についてでもけっこうでございます。お願いいたします。

〔委員〕

事務局もどうまとめていいのかわからないから焦点がぼけているのは事実ですが、ぼげざるを得ない背景もこっちはよくわかっています。

委員がおっしゃっていることも私はよくわかる。よくわかるというのは、私たちはずっと障害者の権利条約を求めてきた。

求めてきた理由というのは、障害者の権利というのが非常にないがしろにされてきたという、これは歴史的に言うが遅れてきた一番最後の障害者の権利というものを明確にすべき法律が障害者権利条約だったから、やっぱり女性の権利、高齢者の権利、そして子どもの権利、そして民族や住居の問題を含めて国連で勝ち取られた最後に勝ち取られたものだからです。これをどのように実のあるものとして実現するかということについて、大きな期待を障害者の差別解消法をいうものに求めていらっしゃる、求めているという気持ちはすごく切実である。

そのところと最初に資料1出てくるところで言うと、社会的背景でいろいろ書いてあり、私は特に問題意識1と問題意識2をどう関係づけたらいいか、そこを悩んでいます、問題意識2の障害者差別解消法の実効性を担保するものとして、どう障害者差別解消法の実効性を担保しなければならないというのに、障害者差別解消法を作るときの経緯で、ずっと私も委員も政策委員会の委員だったが、あの時実効性を担保できなかったのは事実です。

非常に理念法で終わって、障害者差別禁止する時にどういうリアリティを持つかということも議論できなかった。やっぱりそれは条例にまかされていると思っているので、私たちは条例の中で障害者差別の禁止についての実効性を担保したい。

しかし、滋賀県が法律を施行してもほとんど件数があがってきてないと。43件だったと。ここのあげ方とかあがり方の仕組みの問題が全体にあるのはわかります。

やはり県民全体に障害者の問題についてしっかりとした認識を持っていただかないといけないという、そこはとてもイメージがわきます。

そうすると、問題意識の1に戻るといっても、むしろ県民全体にこの問題をしっかりと根付かせるためにどういう戦略をうつべきかという。そこで私はある意味で、縁創造実践センターでやっておられる障害や障害を持っていない方との実践の問題とか、あるいはいろんな谷間にいらっしゃる障害を持っているけれども障害として明確にうちだせないようないろんな問題とか、あるいは県民全体の意識が寝ぼけてしまっていて、目覚めていないところも目覚めさせるためにどういう底上げをする戦略を打つかという、戦略として糸賀さんも何でも使ったらいいと思います。

戦略として使ってどんなふうそれを活用しながら全体展開するかというところに使えたら、基本的には私は問題意識2の実効性を担保するためにどうするかという、そのときに次の資料4の中の最初の目的「一人の不幸も見逃さない」という表現はどうかと思う。

不幸という概念をあまり使いたくない。障害者という方が主観的に不幸あるかどうかとか、不幸とか幸福とかそんな話はやめてほしい。そもそもこういう議論をするから不幸とか優しいとかいう主観的な話になり、客観的に差別の問題が明確にならずに問題解決できないので、あまり不幸論とか優しさ論とかいうのをやめてほしい。

そうすると、難しいのは生きづらさです。これは非常に主観的なもので、生きづらさというものをあまりに広げてしまうと。

生きづらいというのが非常に主観的な表現なので、あまり客観的に生きづらさというものを明確にこういうことがあって生きづらいのであって、じゃこの問題について、生きづらさについて客観的な背景を踏まえて、解決するためにどういう戦略、施策をうったり、どういう解決方法をうちましようかというところを上手にもっていかないと非常にややこしくなる。

そうするとここに出てくる中でひとつリアリティがあるのは、障害者差別が基本的に社会的障壁と本人の機能障害との間に生まれてくるものであるという認識をしており、その社会的障壁という問題を明確にすることによって、ある種の制度の谷間の問題としてひきこもりの問題とかいくつかの制度を谷間の問題として明確にできて、それについて一定の問題解決なり解決方法を含めたことが提起できるならその部分は組み込むことが不可能でないかもしれません。

それから、資料6の3ページ「滋賀らしさ」とか条例の骨格の部分ですが、この条例の骨格の部分で言うと、長崎県がなんでこんな書いたのかわからない。

長崎県の中で一方的非難・制裁の回避というのが出てくる。これは中身をちょっと検討しなければならない。一体何を言いたいのか、つまり一方的非難はそもそもあってはならないことなので、ここを差別の問題とあまりくっつけてしまうと誤解、これはどういう認識とどういう理解のもとでこのようなことを書いたのかしっかりと検討する必要がある、ここは再度しっかりと考えたいなと思います。

その次のページで社会的障壁と生きづらさとの関係についてどのように私たちが法的根拠も含めて提起できるのかというところが次の問題です。ですからその次の論点で対象を広げるときに広げた対象に対して、それを差別的な取扱いとして明確にできるのか、広げた対象に対して合理的配慮の提供が明確にできるのか、つまり差別的取扱いや合理的配慮という問題を明確にできなかつたら結局は問題がうやむやになるだけで何も解決方法も出ませんので、解決方法のない問題を提起すべきではなくて、逆にこれを提起できれば組み込める可能性ができると思います。

その次のページでいくと、私は今委員と一緒に大阪の茨木市でもこの条例づくりの検討委員会の委員をしています、実際には議論になっているのは共生社会の実現に向けた総合条例のような形で展開するとき総合条例全体の中身はやっぱり今回は大きく社会的障壁の解消に向けた総合的な条例という形で大きな展開をしてほしいというところがある。

あまり問題がぼやけてしまうと、一般的な総合条例ではまずいのではないかと思います。

それからその次の条例による上乗せ・横だしの部分ですが、条例によって上乗せ・横だしと書いてありますが、そもそも上乗せ・横だしをしなかつたら条例を作る意味がない。条例を作る限りは必ず何らかの上乗せ・横だしをしなかつたら意味がないので、どんな上

乗せ・横だしをするかが条例を作るときの最大の根拠です。理念型の条例ではだめで、何か明らかに政策的に担保できるものを踏まえた上乘せ・横だしの条例であってほしいと思う。

それから最後に差別の定義のところでは、委員がおっしゃいましたが、確かに「障害者間差別」という言葉が表現として障害者がお互い差別しあっているような形に読めてしまうので、ここの表現はどうしたらいいのかを検討する必要があると私も思いました。

それから、差別を受けた場合の解決の仕組みで、紛争という言葉避けるかどうかというところは表現をどうするかというところで考えたらいと思いますが、私は実は一番大事なところはここだと思っています。

この部分の中で3の論点の⑤が実は一番大きな問題で、私は千葉県で共生条例を作るときに千葉県でも議論して、千葉県で一番大きな成果を得たのは実は14人いる広域の専門相談員です。

広域の相談専門員がいることによって、90%以上の問題が解決しています。やはり障害者差別のことをしっかり研修を受けてちゃんと理解できている専門的な相談員がいなければ紛争解決は不可能です。

まず、きちんとしたトレーニングを受けて、障害者団体の研修を受けた、きちんとしたことができる専門的な相談員をどうこの法律に位置付けて、まずきちんとした専門相談ができると、差別に関する、そのことを踏まえてそれでも解決しない場合にはどうあつせんし、あつせんを無視した場合にはどう公表するかという仕組みをどう作るかという、この仕組みをちゃんと明確にするような条例であってほしいと思います。以上です。

〔会長〕

ありがとうございます。戦略論から戦術論まで踏まえて具体的なご提案もいただきました。

〔委員〕

まず、この条例の性格、一言で言えば、総合的な条例なのかどうかという話です。その総合的というのがどういう意味なのか、最初よくわからなかったんです。

例えばイギリスでは、障害者差別禁止法（DDA）が 1995 年にできました。女性差別禁止法やいろんなものがあって、それが確か 2009 年くらいに平等法という一つの包括的な差別禁止法になったと、では例えば総合的な条例、総合的な差別禁止条例という考え方もあり得る訳です。

つまり、障害者だけでなく、女性や民族差別、部落差別様々なマイノリティに対する総合的な差別禁止条例という切り口もあれば、今日のそもそもの諮問というのはその意味での総合性、つまり差別禁止の原理を全分野に広げていくというよりは、障害者差別解消法の補完ということと、もうひとつがいわゆる生きづらさといわれるものとのミックスの総合性という議論になっているのかなという感じがしました。

そのときに例えば資料 6 の 3 ページ、対象規定という中でさきほど委員が最後から 2 つ目か 3 つ目に言われたことと関係しますが、この差別の禁止や合理的配慮の提供ということとを障害者差別解消法で定める障害者以外に、例えば L G B T の方、集団に対する社会的属性から差別を多く受けやすいからある意味で重なる部分はあると思いますが、例えばひきこもりの方でもひきこもりになるきっかけというのはいろいろある訳で、ひきこもりという状態にある人の中のどうグループとしてグルーピングするのか、いろんな施策や支援という意味ではそこまできちんとした議論はいらないかもしれないけれども、差別の禁止や合理的配慮の提供ということについては、ある意味、行政のみならず事業者や何人ものことと言えば県民すべてに課せられることになっていく可能性もある訳です。その関係でその 2 つを整理しなければいけないと思います。

そして、さきほど委員が言われている懸念というのは、多分問題意識①、②とある中の、②障害者差別解消の補完というものが本当にきちんと障害者差別解消法の足らざる部分を「やっぱり滋賀県ならではの条例だな」ということで補完をした上で、更にその補完だけではなくて、更に総合的な条例になる、そういう流れになっていくのか。

私のイメージでは、セーフティネットというネットがあるとすれば、差別解消法という縦糸をしっかりとほった上で、横糸も広げていくような。縦糸と横糸みたいな形になるのか、そういう意味ではまず障害者差別解消法の補完といわれるもの、いわゆる上乘せ・横だしをちゃんと一定中核的なものとして、どっちが後先というよりはこれまでの議論からすればその部分をしっかりとした上で、それから生きづらさの解消といわれている部分を

どのように議論していくかという議論の順番でないとたぶんみんなが漠然とした感じになってしまうのではないかというのが思います。それがひとつです。

その上で差別解消法の制定に運動体として関わり、そのあとの施行に内閣府の方で関わりという立場しますと、差別解消法で足らざる部分というのが何点かあると思います。

1つは差別の定義、もう1つはその差別を各則、教育における差別、生活における差別、あるいは労働における差別、そういった各則の規定がそこまでできなかった。

あと、民間事業者の合理的配慮が努力義務にとどまっている、これを条例上の義務にできるかどうかという問題や、あともう1つは行政の肥大化を防ぐという一般論でその中で紛争解決の仕組みが独自に作れなかった。これが決定的に弱かったと思います。

こういった課題をクリアしていく、今日参考資料も含めて他府県の条例をまとめていただいているので、そういう意味で最初の滋賀らしさというのは、ある意味でここの縦糸である障害者差別解消法の補完という部分については、滋賀だから他府県の条例のいいところ取りすべてやっているなという条例であってほしいなと思います。

その点でさきほど委員が心配されていた一方的非難・制裁の回避ということに関連してですが、これを入れるべきかどうかというのはもう少し議論をしなければならないと思うのがまず1つですが、長崎県がなぜこれを入れているかといいますと、これを入れるべきだというよりは、これを入れてぎりぎりこれでバランスをとったというのが正直なところだと思います。

長崎県の条例は理念やあるいは定義については、不均等待遇と合理的配慮の不提供が差別であると、不均等待遇というのは障害に基づく区別、排除、制限という権利条約の理念をもってきています。

もっと言えば、障害者差別禁止法に関する部会が障害者制度改革推進会議でありましたが、その障害者差別禁止部会の部会意見のほとんどを取り入れたのがこの長崎県ではないか、長崎県の条例は条文上で言えば、今の日本の中ではかなりいい内容になっているというのが私の意見ですが、それだけの高いものを書こうとしたときに、これだけの差別についてきっちり書くということはそれによって非難されるのかという議論が当然起きるから、それとの見合いで入った。つまり、滋賀県で検討する際にその高いものを示さずに、一方的非難、制裁の回避だけを入れてしまうとグダグダになってしまうということなんで

す。

やっぱり長崎県くらいのはしっかりと目指そう、更にその上に滋賀県らしさというのがどういうものなのかというのがいるのではないかと思います。

ちょっと今お話しただけでもたくさん時間をとってしまいました。例えばひとつひとつ対象規定をどうするのかと、例えば障害者差別解消法の定義に加えて、障害および社会的障壁により継続的に制限を受けているという、この継続的の中には周期的なもの、断続的なものも含むということが国会答弁で確認されています。

例えば明石市では継続的または断続的に制限を受けるものと、断続的にということを確認にしたりしている。他のところの条例はどうだろう、または国会答弁はどうだろうというひとつひとつするだけですがごく時間がかかると思います。

ひとつひとつ論点をつめていくために、ぜひ先ほどの進め方の中で説明のあった分科会ワーキングチームのような形で論点をしっかりと議論をし、論点案を出して、こちらの検討会に持っていく形にしないと生煮えの議論になってしまうと、差別解消法の足らざる部分の補完だけでもごく時間がかかると思うのですが、その議論を十分されない中でふわっと生きづらさという議論になると垣見委員が言われたような不安な展開になるというのがあるんだろうと思います。

しっかりと論点をつめていく場をぜひお願いしたいと思いますのと、あともうひとつが論議事項（案）の中でひとつ他府県の条例の中で抜けているかなと思っているのは、障害女性の複合的差別、特に今回縦糸と横糸というか、いろんな人たちに広げていこうと話で言うと障害であるということと女性である、その複合的差別っていうのはこの条例だからできたという、障害女性だけでないかもしれませんが、そういう複合的な差別の問題というのはこういった総合的なということを言うならば、複合的な差別をこの中に入れるというのは滋賀県らしさの1つでないかと思います。ぜひ論議事項の中に複合的差別の禁止というということも入れていただければと思います。以上です。

〔会長〕

ありがとうございます。非常に整理をいただきました。あと3人の方ご発言をいただいでいない。どうぞ。

〔委員〕

今日この場において、当事者の方がご自分の意見を言っておられるということに圧倒されました。

私は養護学校に勤めています。380人ほどの子どもが在籍する県内で一番大きな養護学校ですが、子どもたちの状況を見ると380人中およそ肢体不自由の子が80人、知的障害の子が300人ですが、その中で小学校、中学校、高等学校とほぼ同じような内容で学習する子どもは極めて少数です。校長室には毎日のように高等部や中学部の子どもたちが来てくれますが、その時にクラスで嫌なことがあったとか、先生のこんなところが嫌だとか、友達とうまくいっていないとか、いろいろなことを私に発信してくれます。嫌なこととかつらいことをきちっと言えたり、発信することは素晴らしいことだと思います。そんな子どもに、そんな人になってほしいと思います。

ずっと議論を聞かせていただいている、やはり当事者の方が発信するということがすごく大事だろうと思います。ただ、発信したくても発信すること自体が難しい人と、発信の仕方を知らない人と2種類あるのだだろうなと思いました。

発信することが難しい人には周りの人がその発信を代弁する方法と手段を認めていくことが大事だと思います。また、発信する方法を知らない人には発信する手段とかをその人にきちっと伝えていくことが必要だと思います。データでは合理的配慮がされていないということが県内では43件だったとのことですが、もしかしたら43件しか件数がないのではなく、SOSを発信することができるとか、発信する場があるということ、発信する機会があるのだということが当事者の皆さんに広く知らされていなかったのではないかと思います。

それからもうひとつ勉強になったのは、その理念法に対して条例は上乘せと横だししてこそ条例だなと言われたことを聞いて、やはりその部分では滋賀県という地域での実情や文化、糸賀先生の思想というのは文化だと思いますが、実情と文化に根付いた条例をしっかりと作っていかなければならないと思いました。

〔委員〕

私は今日この分科会で出席させていただいているのは県下の市町の代表でもあると思いますので、そういう意味では、滋賀県はもともと障害者施策の分野では県内の市町をリードする、ひっばって行く、そういう役割を滋賀県というのは全国的にも担ってきたのではないかなという意味において、そういう条例になればという思いを前提に、今この議論の前提になっている様々な深い議論がされているのは、今日のこの分科会の委員のメンバーが錚々たるメンバーが揃っているのです、こういう議論になるだろうなというのはある程度想定できていましたが、今委員がだいぶ整理をしていただいたので、その点ではこれから進めていくのですが、委員から言っていたようにこれをこのスケジュールで4回の分科会だけでまとめていこうというのは、ワーキングを作ってそこでしっかりと議論しないと、年4回の議論だけでは難しいのではないかと思いますので、ぜひその方向でお願いできたらなと思います。

〔委員〕

国が法律を作るときにどう作っていくのかという部分で、まずベースにあるのは立法事実と言われるものです。なぜその立法が必要になるのかという、要は国の現状を見据えて、例えばこの権利が侵害されている、どういう形で侵害されているのかということをもとにきっちり調べた上で、それを解消するために法律がある、ここが立法目的になってきます。

具体的内容については、その立法目的を達成するために具体的にどういう条項があるのかということを検討していくような形になります。ここで言うと、立法目的というのは事例の積み上げということになっていくと思いますが、そこをきっちり把握した上で、立法目的に照らして具体的内容を詰めていかなければいけないことになるんだろうと思います。

生きづらさの部分ですが、まず、ひきこもりとかLGBTに関連して言うとある程度、障害者基本法の障害者の概念で、ある程度包接できる部分はある。ただ、そこから漏れる部分があるかもしれない。ダブルケアとか子どもの貧困はだいぶ性質が違うと思います。

例えばベースになる部分を差別の解消とか差別の禁止という部分に置いたときに、ダブルケアとか子どもの貧困が生じている原因ってどこにあるのかというのを考えたときに、差別というところにその原因があるのはごく一部で、より本質的なところの解決策というのは違うところにあると思います。

県の方でこれを問題意識と挙げられたのを見て、私もしかしてすごく積極的に財源を投じて何とかすることも考えているのかなと思いましたが、どうもそうでもなさそうだというようになってくると、結局ダブルケアとか子どもの貧困という部分を入れたとしても実態としてそこからでてくる差別の解消というのがベースにならざるを得ない。その意味で言ったら、問題意識の2の方の差別解消法の対象者を広げるというところの条例を想定されているのかなと思いました。

そうするとダブルケアとか子どもの貧困とかまで入れていくとするとその部分の立法事実、いろんな事例とかを出していただく中でどこまで障害者の部分と同列に語れるのか、語れない部分についてはじゃあどういう手当をしていくのかというところまで考えないといけないのかなと思いつながりながら聞いておりました。

〔会長〕

ありがとうございました。非常に深まったと思っていますし、今後の方向についても相当整理ができたのではないかなと思っています。ただ私も一言だけ意見といいますか、今の子どもの貧困ははじめから相当違和感を感じました。この資料を見たときに。この条例が目的とするものと、なぜ子どもの貧困、かえって県民に誤解を与えるのではないかなと思います。

特に委員の縦糸と横糸の話がありましたけれども、基本的に今後の議論の方向としては、問題意識2の方を深め、様々な事例を集め、そこから問題意識1の方に対象、社会的障壁という委員の整理もありましたし、そういう切り口でやっていくと方向感がより共感できる人たちがでてくるのではないかなと思っています。ということで時間の関係でございます、もっとお話ししたいところでございますが、本日委員より発言したい旨申出があったと聞いています。委員お願いします。

〔委員〕

学識経験者揃いの委員の前でお話しをさせていただくのは本当に僭越ですけども、お話しさせていただきたいと思います。

これまで差別解消の条例の議論ですね、これに基づいて議論をされているというのは大

きな流れだと思いますが、私からださせていただきたいのは、モードを切り替える形になってしまうかもしれませんが、なぜ手話言語条例が必要なのか10分から15分ほどかけてお話をさせていただきたいと思います。資料については事前にお配りをしております。時間の関係上すべてをお話しすることにはならないと思いますがそこはご了承ください。

障害者権利条約において言語という定義があります。これは第2条ですね。言語という用語の中に「音声言語および手話その他の形態の非音声言語をいう」と書いてあります。ですので、音声言語と手話というのが言語であるというのが示されています。

ただ、滋賀県において少し歴史をお話しさせていただきたいと思いますが、戦前から引き続き、手話に対してすごく偏見・差別があった訳です。手話という用語がでたのが昭和35年かおそらくそれ以降だと思いますが、それまでは手話という用語がなくて、手まねといわれていました。手まねというのは本当に猿と同じような、猿まねともいいますが、すごく偏見がありました。

滋賀の場合は聾話学校というのがありまして、これは口話教育で非常に有名な学校でした。手話を全面的に禁止しておりました。口話主義というのを採用した学校でして、ただ、口話で学習をしても、なかなか発達できないろうの子どもたちがいました。

写真にありますように右側が西川はまこさんというかたです。口話教育で育ったというモデルになる方ですが、最終的には彼女はやはり手まねというのは言葉と同じだということとその当時おっしゃっています。

例えば口話ができたとしても、口話ができれば社会に生きられるという思想がありますが、私たちはそうじゃなくて手話を守り続けてきたという歴史があります。

昨年前から滋賀県ろうあ協会が中心となって知事に対し、手話言語条例の制定を求める請願をしております。6か月間という短い期間の中で署名運動を進めました。駅前において署名活動を行ったり、様々な場所を使って、その6か月の中で14,275筆が集まりました。この数というのは滋賀県の人口の1%ということですね。この1%を超えた数の署名が集まりました。

資料の1番に共生社会を目指すための条例の検討についてとありますけれども、その最後のページ、4ページですね、上から8行目、差別解消と手話言語は別の問題であるとい

うことで、差別解消に関する条例とは別に手話言語条例が必要と認識されていると書かれています。

滋賀県ろうあ協会としまして、差別解消条例ももちろん大切だと思っておりますが、それとあわせて手話言語条例も必要だということを強く思っております。

今年の3月に大津市において手話言語フォーラムというものを開催しました。北海道の石狩市から全国手話言語市区町会会長でもある市長も来られ、また、滋賀県からも健康医療福祉部次長もお越しいただき、読売新聞社の編集委員の方にお越しいただいて、パネルディスカッションを行いました。石狩市の事例を市長からはそこでお話しいただいたんですが、最後の締めくくりとしてろうあ協会の会長として滋賀でも手話言語条例を早く成立させよと訴えました。フォーラムにつきましては300人くらいの参加者がありました。

手話が言語だということ、後で参考に読んでいただければと思います。また、事例につきましても様々なところで今本当に言われています。各国で言われています。また、これも参考に読んでいただきたいと思います。

そして手話言語条例の意義ですね。1つめはろう者が手話言語をいつでもどこでも使え、手話による情報入手できる環境の整備が期待できる、2つめは聾者の手話言語の整備により言語力の向上を図り、社会参加の促進、自立した豊かな社会生活を送ることができる、3つめは市民が手話言語を学習することによって、言語への関心を高め、豊かな言語環境を整備し、市民の言語力、コミュニケーション力の向上が期待できる、4つめは手話言語通訳制度の整備により、手話言語通訳の質的な向上に寄与できる、5つめが地域手話言語の保存、研究体制が整備され、地域の手話言語文化の発展に貢献できる、6つめは地域の特性に応じた施策、特に災害対策、観光対策、ICTなどに活用ができるという、こういう大きな意義があると思っております。

他のすでに手話言語条例を制定している地域では、耳の聞こえない乳幼児や児童に手話の言語獲得をする機会、小中学校の学校教育、企業に対する手話教室の普及をされていたり、役所や議会において手話通訳の設置をしたりとかインターネット等を使って手話通訳を入れた発信をしているという、こういう事例が今もう起こってきています。これは紹介させていただきます。

そして条例ができた効果としまして、特に鳥取県ですが、これが全国ではじめて条例を

作った地域です。鳥取県においては差別解消条例を作る前にまず手話言語条例を作った訳です。聴覚障害者の福祉予算をもちろん予算化をし、そして障害者福祉予算全体もこのことによって拡充されたという効果がここでは起こっています。

昨年1年間で共生社会をめざすための条例検討会で議論があったと聞いております。事務局から出されていた差別条例の骨子の中で意思疎通支援事業、手話関係というのでそこに書かれている訳ですが、それに対して私たちとしてはやはり一緒にしていくということは理念的に無理があると考えております。左側にありますのが障害者差別解消条例、右側にありますのが手話言語条例、やっぱりまったく性質が違うものになりますので、一緒にするというのは無理があると考えています。

実際に全国の中でも差別条例と手話条例というのを2本立てにしている県、どこがありますかというところだと山形県、埼玉県、千葉県、奈良県、大阪府、愛知県、沖縄県これが2本だけで制定されています。2本の考えを一体にしているところは1つもないんですね。京都の場合は平成29年度から手話言語条例の検討の会議を設置するという事になっていきます。

差別条例がまだないところで、手話言語条例だけを作っているところが神奈川県、長野県、群馬県、鳥取県、秋田県です。最近では鳥取県として今から差別解消条例を作ろうとしていると聞いています。

全国各地での取組の例ですが、小さい字で申し訳ありませんが、現在県も市町村も含め101の条例ができています。近畿の中では大阪府、奈良県です。そして三重県も近畿ではありませんが、制定されています。京都府もおそらく来年4月からスタートするんじゃないかという見通しがあります。県レベルで今13都道府県あるんですが、今後施行に向けて検討をはじめているところがすでにあります。

滋賀県の中では近江八幡市が今年の1月1日から施行されました。米原市についても今年検討会を設置されて、来年4月からの施行を目指して協議を進めておられます。手話を広める知事の会にも滋賀県は加入をしております。加入していないのは4県だけなんですね。かなりこの手話を知事の会というのは広がっております。

全国手話言語の市長会ですね。滋賀県内では6つの市がやっています。パワーポイントに「滋賀県は英断を」と書いていますが、言い方がいいのかはおいておきまして、今差別

解消を目指して条例の検討を進められている、これも大切なことだと思いますが、それと並行して同時にWGの中でぜひ手話言語条例のあり方についてもテーマとして取り上げていただきたいと思っております。時間の関係もありますので、これで終わらせていただきます。

〔会長〕

ありがとうございました。そういうご意見を踏まえて、また事務局の方でご議論いただければと思っています。いずれにしてもさきほど整理があったように、社会的障壁という観点からも手話言語条例の扱いというのは当然視野に入るべきことだと思っていますので、どういう形で整理するかは今後の話としてお願いしたいなと思っています。

時間の関係ございますので、もうあまり時間がない訳ではございますけれども、どうぞ他全般的に何かご意見ございましたら。さきほど次の会が9月ということでございますので、意見を言い忘れたということがないように何かありましたら一言でもどうぞ。

〔委員〕

次回に向けてということで、さきほど論議事項案の中でもうひとつ論点として考えておくべきことがあるのかなと思うことを言い忘れていたので、合理的配慮に関する上乘せに関わってですが、簡単にいえば民間事業者への義務づけ、それで例えば明石市の場合ですけども合理的配慮の公的助成制度を始めたりしています。

合理的配慮を義務づけるだけでなく、その実効性をどう担保していくかといったことももうひとつの論点になるかなということも次回の資料やテーマの割り振り方で追加をお願いします。

〔委員〕

さきほど委員に言われて、委員から長崎県の条例をいただきまして、読ませていただきました。さすが長崎県で素晴らしい条例です。しっかりと勉強していなかった私が反省しております。かなり高いレベルでの表現であって、これは学ぶべきところが多いと思いましたので、また一緒に勉強しましょう。

〔委員〕

せっかくなので委員にご質問をしたいですが、本当に精力的な活動に敬意をもっているんですけれども、2つ質問をさせていただきたいのは、条例というよりは手話言語法についての、せっかくの機会ですので2つお尋ねしたいと思います。

手話言語法が成立するときに1つの質問は日本語とは異なる言語として手話を位置づけるということを考えていらっしゃるのかということが1つ、もうひとつは手話といった場合、日本手話と日本語対応手話と2つあるかと思いますが、これはどのように取扱いというのかですね、両方という話なのかどちらかを法定化するというご意見をお持ちなのかせっかくの機会なのでお尋ねしたいと思います。

〔委員〕

手話と言いましても政府の公定訳だとか国連障害者権利条約ではサインランゲージと言われます。言語ということで、今お話しがあったように手話言語法の制定を全日本ろうあ連盟の方も国に対して強く要望もしております。時間はかなりかかるかもしれませんがども一応は国に対して要望をだし続けるという姿勢で頑張っております。

日本語対応手話か日本手話かというご質問ですけれども、こちらとしてはどちらかを選択するという考えは持っておりません。手話は言語ですから日本語も一つであるように多様性があっても同じ言語と考えております。

〔会長〕

ありがとうございました。それではみなさんほんとに様々なご意見、深まったと思っております。今度の方向がある程度みなさんで共有できたのではないかと考えています。

これからご提言のあった論点ごとのワーキングを設置いただけると思いますので、その節にはみなさんご協力のほどよろしく願いいただきまして本日の会議を終了し、司会の方を事務局に返したいと思います。よろしく申し上げます。

〔司会〕

本日は、委員の皆様から貴重な御意見をたまわり誠にありがとうございました。

皆様からいただいた御意見等の趣旨を踏まえ、今後の条例検討を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしく申し上げます。

なお、第2回目の分科会は平成29年9月頃に開催を予定しておりますことから、また事務局から日程調整をさせていただきますので、ご協力いただきますようお願いいたします。以上を持ちまして、本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。